

(仮称) ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプ
ラン策定業務委託募集要項

平成30年 6 月

三浦市

目次

1	目的	1
2	業務の概要	1
3	参加資格等	1
4	選定スケジュール	2
5	プロポーザル方式等の実施の公告	2
6	質問書の提出等	2
7	参加申込書の提出等	2
8	企画提案書の提出等	3
9	辞退届の提出	4
10	プロポーザルの審査方法等	4
11	選定基準	5
12	審査結果	5
13	契約手続	5
14	失格事項	6
15	その他留意事項	6
16	連絡先	6
	別表	7

- (仮称) ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務委託仕様書
- (仮称) ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務委託募集要項様式集

- 様式1 質問書
- 様式2 参加申込書
- 様式3 誓約書
- 様式4 役員名簿
- 様式5 同種類似業務実績届
- 様式6 グループ構成表
- 様式7 企画提案書表紙
- 様式8 業務体制表
- 様式9 見積書
- 様式10 参加辞退届

1 目的

この募集要項は、（仮称）ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務について、最適な契約候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な手続きを定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

（仮称）ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務委託

(2) 業務の内容

別添「（仮称）ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

(4) 提案上限額

本業務の提案上限額は、5,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、提案上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。

3 参加資格等

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 単独事業者又は共同事業者であること。なお、単独事業者の場合は、次の(2)から(7)の要件を全て満たしていること。また、共同事業者の場合は、代表者及びすべての構成員が次の(2)から(7)の要件を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (3) 直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を完納し、滞納がないこと。
- (4) 三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (6) 役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員（市条例第2条第5号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。
- (7) 審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

4 選定スケジュール

項 目	日 程
募集公告・参加申込受付開始	平成30年5月30日（水）
質問の提出期限	平成30年6月6日（水）午後5時まで
質問の回答期限	平成30年6月11日（月）
参加申込書提出期限	平成30年6月13日（水）午後5時まで
参加資格者と認めたものの公表	平成30年6月15日（金）
企画提案書提出期限	平成30年6月26日（火）午後5時まで
提案説明会（プレゼンテーション）	平成30年6月28日（木）
選考結果の通知	平成30年7月上旬
業務委託契約	平成30年7月下旬

なお、上記スケジュールは、変更となる場合がある。

5 プロポーザル方式等の実施の公告

（仮称）ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務公募型プロポーザルの実施を公告する。

- (1) 本プロポーザルについて、三浦市ホームページ並びに三浦市役所、南下浦出張所及び初声出張所の掲示場で公表する。
- (2) 本プロポーザルの関係書類及び参加するために必要な書類は、三浦市ホームページからダウンロードする。

6 質問書の提出等

提案書等の作成に関する質問の提出及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類：質問書（様式1）
- (2) 提出期限：平成30年6月6日（水）午後5時
- (3) 提出方法：質問書に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「（仮称）ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務に関する質問」とし送信すること。
- (4) 電子メールアドレス：keizai0101@city.miura.kanagawa.jp
- (5) 回答方法：平成30年6月11日（月）までに、本市ホームページに掲載する。
なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7 参加者資格確認申請書の提出等

参加者資格確認申請書等の作成にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
- イ 誓約書（様式3）
- ウ 役員名簿（様式4）
- エ 同種類似業務実績届（様式5）
- オ 商業登記簿謄本（法人の登記事項証明書）
- カ 印鑑証明書
- キ 納税証明書（直近決算年度に係る消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税がそれぞれ完納されていることを証明するもの）

※オ、カ及びキは、申請日から3か月以内に発行したもの（写しも可とする。）。

- ク 共同事業体の場合は、グループの構成表（様式6）及びすべての構成員における上記のイからキを提出すること。

- (2) 提出期限：平成30年6月13日（水）午後5時
- (3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 提出先

〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5丁目245番7号
三浦市経済部観光商工課

- (5) 参加資格者と認めたものの公表：平成30年6月15日（金）までに、本市ホームページに掲載する。

また、参加資格者にあつては、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

- (6) 同種類似業務実績届は、受託実績（参加者資格確認申請書の提出日時時点で契約中の業務を含む。）を10件以内で記入すること。なお、受託実績を証明する書類の写しを添付すること。

※自社以外の協力を受ける場合は、自社を含む協力事業者との共同企業体による業務実績の記入も可とする。ただし、提案書提出後に協力事業者の変更は原則認めない。

8 企画提案書の提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成すること。提出書類については、提出後の修正は認めない。

- (1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式7）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 業務体制表（様式8）

エ 見積書（様式9）及び積算内訳書（任意様式）

積算内訳書については、任意様式で添付し、積算にあたっての根拠等を明示すること。

オ 同種類似業務の実績サンプル（受託実績のうち公表された成果品）

(2) 提出期限

平成30年6月26日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出部数

正本1部、副本7部

(5) 提出先

〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5丁目245番7号
三浦市経済部観光商工課

(6) その他留意事項

ア 企画提案書は、上記「(1)提出書類」のアからオまでを左端2箇所にはホッチキス止めし、正本の表紙には代表者印を押印することとし、他の企画提案書の表紙は副本（コピー）とする。

イ 企画提案書は、原則A4版、文字は10.5ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。

ウ 企画提案書は、仕様書の業務目的・業務委託の内容を踏まえ、業務を遂行するための具体的な手法等を記載すること。

9 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、「8 企画提案書の提出等(2)提出期限」までに参加辞退届（様式10）を提出すること。

10 プロポーザルの審査方法等

（仮称）ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務審査委員会において、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を審査のうえ、契約候補者を選定する。

参加業者が1者のみの場合においても、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を審査のうえ、妥当であると判断された場合は、契約交渉者として決定する。

(1) 書類審査

応募者多数の場合は、委員会で予備審査を行い、プレゼンテーション審査を受けることができる事業者を選定することがある。なお、その際予備審査の経緯及び内容に

関する問い合わせ、あるいは、予備審査の結果に対しての異議申し立てには、対応しないものとする。

(2) プレゼンテーション審査

次によりプレゼンテーション審査を行うものとする。

ア 日時・会場（状況により変更する場合がある。）

平成30年6月28日（木）午前10時から午後3時

三浦市役所 第2分館 第2会合室

イ 出席者

5名以内とする。

ウ 時間配分

企画提案書に基づく説明（30分以内）及び審査委員による質疑（10分以内）とし、計40分とする。

エ その他

（ア）プレゼンテーションは事前に提出された提案書を用いて行うこととし、当日の差し替え、再提出、追加、削除は認めないものとする。

（イ）プレゼンテーションは、非公開とする。

（ウ）プロジェクターを使用するのを可とする。

その場合、本市はプロジェクター及びスクリーンを用意するが、それ以外の使用機材は、提案者側で用意すること。

11 選定基準

評価項目、配点等については、別表「（仮称）ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定業務委託プロポーザル審査表」に定めるとおりとし、すべての審査委員の評価点の合計点で競うものとし、得点の最も高い事業者を契約候補者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。当該交渉がやむを得ない事由により不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に当該業務委託契約の締結交渉を行う。

また、合計点が60%未満の場合は落選とし、すべての応募者が落選した場合は、該当者なしとする。

12 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、平成30年7月中旬までに審査結果を電子メールにて通知し、本市ホームページに掲載する。（契約候補者については、その名称まで。）

13 契約手続

(1) 契約候補者は、本業務委託契約に係る締結交渉権を有する。

- (2) 契約締結交渉により本市との合意に至った場合は、提案書提出時の見積書の見積金額を超えない範囲で随意契約を行う。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに出席しない場合
- (4) 「3 参加資格等」を満たさない場合
- (5) 提案書提出時の見積書の見積金額が委託上限額を超えている場合
- (6) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (7) 審査の公平性を損なうような不誠実な行為があった場合

15 その他留意事項

- (1) 本募集における書類の作成、提出等にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類について、その提出期限後は差替え及び再提出は認めないものとし、事業者選定後に返却はしない。また、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (3) 提案に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 提案事業者から募集要項等に基づいて提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等については、公表、報告、その他三浦市が必要と認めるときには無償で使用できるものとする。
- (5) 審査結果の異議申し立ては認めない。
- (6) 本募集において知り得た情報は、本募集の目的以外に使用してはならない。また、本募集に関わりのなくなった時点で、三浦市から配布された資料及びその他知り得た情報について適切に破棄すること。

16 連絡先

三浦市 経済部 観光商工課 （担当：浦西・阿井）

住所 〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5丁目245番地7

電話 046-882-1111（内線77323）

FAX 046-882-5010

E-mail:keizai0101@city.miura.kanagawa.jp

別 表

(仮称) ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン策定査業務委託プロポーザル審査表

項目	配点
1 企画提案の妥当性及び実現性	55点
(1) 業務委託仕様書中、4 業務委託の内容(1) サインプラン原案の策定ウ 基礎調査結果における課題への対処について、その分析、サインの役割と適正配置を導き出すための手法	35点
(2) 業務委託仕様書中、4 業務委託の内容(2)～(5)について、策定したサインプラン原案に対する関係団体意見等を反映し、サインプラン策定に至るまで手法	20点
2 実施体制及び実績	30点
(1) 提案業務を適切にかつ確実に実施できる能力（実施体制、経営基盤、人材等）を有しているか。	15点
(2) 過去5年間のサインプラン策定業務に関する実績	15点
3 経済性	15点
(1) 提案内容に関する見積額 ア 提案上限金額から見積金額が1%低く設定するごとに1点加算し、最高15点までとする。	15点